

第1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成23年12月21日付け23教経第850-3号で行った公文書一部開示決定及び同日付け23教経第850-5号で行った公文書不開示決定において、当審査会は次のように判断する。

- 1 実施機関は以下に掲げる部分を開示すべきである。
  - (1) 「安積高校125期修学旅行団「板門店」研修について（平成22年1月4日付け）」中「現地学生ガイドの性別及び年齢」の部分
  - (2) 「職員事故発生報告書」中「記者取材内容」の部分
  - (3) 「旅行伺（私有自動車承認伺）兼旅行命令書」中「拝観入場料」の部分
  - (4) 「復命書」中「拝観入場料」の部分
- 2 その他の部分については妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成23年11月7日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、以下の内容の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成22年10月11日から同月15日に実施された福島県立安積高等学校の修学旅行に関して保存されている全ての公文書及び関係する公文書

- 1 特に平成23年2月18日の朝日新聞等で報道された引率教員が生徒の引率を行わずに研修と称して参加した板門店等の見学ツアー参加についての事実がわかるもの。
- 2 特に修学旅行の事前の計画や届出の内容と実際の実施内容の違いがわかるもの。また報告文書と事実の違いがわかるもの。
- 3 この問題に関しての保護者への説明の内容、学校及び福島県教育委員会の対応の内容等がわかるもの。
- 4 教職員の研修や非違行為に関する処分についての基準がわかるもの。
- 5 関係する公文書が提出後に訂正、または再提出されている場合は、その時期、経緯及び訂正点等がわかるように新旧文書等を開示すること。

請求文書の詳細は、別紙1に記載する。」

- 2 これに対して実施機関は、平成23年12月21日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「職務に専念する義務の特例に関する条例」、「教職員の懲戒処分に関する基準」及び「第2学年保護者会の開催について（平成22年2月22日付け）」を特定し、これらを開示するとの決定、「修学旅行実施届（平成21年12月15日付け21安高第101号）」等64件を特定し、これらを別紙3に掲げる理由により一部開示にするとの決定、「安積高校の修学旅行での不適切な対応について」を特定し、これを次に掲げる理由により不開示にするとの決定並びに開示請求書別紙中1の(3)、(4)、(5)及び(8)並びに2の(4)及び(5)について、当該開示請求にかかる公文書については、取得・作成していないため、保有していないとの理由で不開示にするとの決定（以下「本

件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 条例第7条第2号に該当 個人は識別されないが、個人の人格と密接に関連するものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
  - (2) 条例第7条第6号に該当 開示することにより、人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 異議申立人は、平成24年2月20日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成24年3月8日付け23教経第1519号により、異議申立人に対し異議申立書の記載内容に関する確認を行い、異議申立人から同月11日付け文書により回答を得た。また、合わせて、異議申立人から同日付けで補正書が提出された。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち「修学旅行実施届(平成21年12月15日付け21安高第101号)」等64件を特定し、これらを別紙3に掲げる理由により一部開示にするとの決定並びに別紙1中1の(3)、(4)、(5)及び(8)並びに2の(4)及び(5)について、当該開示請求にかかる公文書については、取得・作成していないため、保有していないとの理由で不開示にするとの決定(以下「本件対象処分」という。)を取り消し、本件対象処分にかかる公文書の開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び補正書の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 修学旅行に関係する教職員の出張に関する書類(旅行伺、出張命令書、復命書、旅費その他の手当支給に関する記録等)に対応する文書として一部不開示決定処分を行われた文書は、修学旅行中の研修が記載されておらず、当該研修について記載された公文書が存在するはずである。
- (2) 「安積高校125期修学旅行団「板門店」研修について(平成22年1月4日付け)」に記載されている研修に参加した教員名が個人情報に該当するので不開示とされているが、当該教員氏名は公務員の職務遂行に関する情報であることから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (3) 「職員事故発生報告書(平成23年1月14日付け22安高第100号)」に記載されている教員氏名が個人情報に該当するので不開示とされているが、当該教員氏名は公務員の職務遂行に関する情報であることから、条例第7条第2号ただし書イに該当する。
- (4) 開示請求書別紙中1の(3)及び(4)の文書のうち福島県教育委員会に提出された物並びに2の(4)のうち研修の承認申請及び報告等の文書については、それぞれ福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和46年福島県教育委員会規則第9号)及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年福島県条例第11号)の規定に基づき、作成されているはずである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を一部開示及び不開示とした理由は、一部開示及び不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成22年10月11日から同月15日までの間に行われた福島県立安積高等学校の修学旅行の実施に際して作成された文書及び当該修学旅行中の同月14日に行われた5名の教員による板門店への研修（以下「板門店研修」という。）に関して作成された文書であり、本件処分に係る公文書が全てである。

##### 2 一部開示とした理由について

###### (1) 条例第7条第2号該当性

本件対象処分に係る公文書のうち「安積高校125期修学旅行団「板門店」研修について（平成22年1月4日付け）」に記載されている氏名については、板門店研修は実施機関が正式な研修と位置付けたものではなく、職務として行ったものではないことから、そこに記載されている個人の氏名は公務員の職務遂行上の情報ではないので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、開示できない。

本件対象処分に係る公文書のうち、「職員事故発生報告書（平成23年1月14日付け22安高第100号）」に記載されている氏名及び反省文については、通常の職務遂行に伴い当然に作成されるものではなく、当該文書に記載されたこれらの内容が公表されると、公務員の職務上受容すべき限度を超えた不利益を被ることとなるので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、開示できない。

###### (2) 条例第7条第3号該当性

本件対象処分に係る公文書のうち、「職員事故発生報告書（平成23年1月14日付け22安高第100号）」に記載されている事業者名及び事業者の発言内容は、通常公にしないこととされているものであり、当該情報を開示することにより当該事業者の正当な地位を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第3号イに該当するため、開示できない。

##### 3 不開示とした理由について

板門店研修については第4の2(1)で述べたとおり職務として行ったものではないことから、本件対象処分に係る公文書以外には、関係する公文書は存在しないため、開示できない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 対象公文書について

本件の対象となる公文書は、平成22年10月11日から同月15日までの間に行われた福島県立安積高等学校の修学旅行の実施に際して作成された文書及び板門店研修に

関して作成された文書である。本件において異議申立人は、別紙4に掲げる本件対象処分に係る公文書について、第3の2に記載した異議申立ての理由により本件対象処分の取消しを求めているが、その余の文書については、一部開示処分としては一体であるため異議申立ての対象ではあるものの、争いが見られないことから、当審査会では審査の対象としないこととした。

## 2 不開示情報の該当性について

当審査会では本件対象処分の妥当性を判断するに際して、本件対象処分に係る公文書が以下の条例に定める不開示とする根拠条項に該当するか否かを検討する。

### (1) 条例第7条第2号該当性について

#### ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、個人を識別することはできない情報であっても、個人の人格と密接に関連する情報や、公にすることにより個人の財産権等の権利利益を侵害する情報もあり得ることから、そのような個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や、人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### イ 条例第7条第2号本文の該当性について

本件開示請求にかかる情報の中には、個人の氏名のほか、住所、居住市町村名、教員の職員番号、旅券取得年月日、旅行者コード、口座番号、携帯電話の番号といった個人の特定につながるおそれのある情報や、反省文のように特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報があり、その部分については個人に関する情報に該当するものであり、本号本文に該当する情報と認められる。ただし、学生ガイドの性別及び年齢については、他の公知の情報や本答申の中で開示すべきとする情報と組み合わせたとしても個人の特定につながるとはいえず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報ともいえないので、開示すべきである。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書の該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書のいずれかに該当する情報については例外的に開示するものとしている。

上記イに掲げた情報のそれぞれのただし書への該当性について、判断していく。

まず、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及びただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報」については、審査会において、本件対象処分に係る公文書について実際に見分したところ、条例第7条第2号ア又はイに該当する情報はなかった。

次に、ただし書ウ「公務員等の職及び氏名等」について検討する。本規定は公務員等の職務の遂行に係る情報については、職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分について、原則開示の取扱いとすることを定めたものである。教員としての公務の遂行に関する記録に記載されている教員の氏名は本号に該当するため、当該情報であればそれは開示すべきである情報である。しかし、実施機関は当該教員の氏名は個人情報であり、本号に該当しない旨主張する。当審査会で聴取した実施機関からの口頭説明によれば、そのように判断する根拠は概ね次のとおりである。

- ・一部開示決定を行った文書に記載されている内容は、公務として認められていない、修学旅行中に行われた「研修」と呼ばれる活動について記載したものである。

- ・公務以外の活動においては、たとえ教員であっても公務員ではないものとして取り扱われるものであり、当該活動の記録における教員の氏名は条例第7条第2号本文に該当する個人情報であって、同号ただし書ウには該当しないものであるため、不開示とした。

このことについては、公務上認められている研修であれば、事前に承認又は認定を受け、終了後は報告書を提出することとなっているが、審査会において実施機関に確認したところ、そのいずれも存在しなかったことから、修学旅行中に行われた「研修」は公務上認められている研修ではないと実施機関において整理されていることを確認した。また、実施機関としては、当該「研修」は公務以外の活動であるとして、公務である修学旅行中に公務ではない活動を行ったことについて、参加した教員を指導していることを確認した。

このことから、対象公文書に記載された教員の氏名のうち既に公開されている校長以外の教員の氏名については、公務ではない「研修」について記載されているものであり、上述の整理を前提とすれば、当該「研修」に参加した教員の氏名を不開示とする実施機関の主張には理由があると認められる。

#### エ 実施機関の整理の妥当性について

最後に、当該「研修」は公務として行われている修学旅行中の活動であり、公務遂行中に公務以外の活動を行った場合の当該活動は公務ではないとの実施機関の整理には疑問が残るが、当審査会は当該判断について異論を述べる立場ではないので、疑問を呈するのみにとどめる。

### (2) 条例第7条第3号該当性について

#### ア 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、アとして、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定め、また、イとして法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報で一定のものを不開示とすることを定めたものと解される。

#### イ 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の「生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報」、「信用上不利を与える情報」、「経営方針、経理、人事等の情報」等であって、その正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものと解される。

正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものであると解される。

本件対象処分に係る公文書には、修学旅行の実施を受託した事業者の代表者の印影、旅行経費の具体の単価、新聞記者の取材内容等が含まれている。当審査会でその内容を見分したところ、旅行経費の具体の単価のうち団体料金があらかじめ決められている拝観入場料の部分、及び、新聞記者の取材内容のうち社名が特定できる部分以外の部分については、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

#### ウ 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報の取扱いを定めたものであり、当該法人等及び当該事業を営む個人において、通例として公にしないこととされているものなど、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示とするものであると解される。

任意に提供された情報とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報であり、実施機関が法令等の定める権限に基づいて強制的に入手し得る情報であるにもかかわらず、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては該当しない。

また、通例として公にしないこととされているものに該当するためには、その情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要であると解される。

審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、条例第7条第3号イに該当する情報はなかった。

### 3 公文書の不存在について

2 (1) ウにおいて述べたとおり、「研修」と呼ばれる活動は公務ではないと整理さ

れていることから、既に一部開示を行っている文書以外に文書が存在しないとしても、公文書を作成する義務はないといえるため、不合理とまではいえない。

また、当審査会で、本件対象処分に係る公文書以外にも請求内容に係る公文書がないかどうか及び当該修学旅行に関係する文書の中に請求内容に係る記載がないかどうかの確認を実施機関に求め、いずれも存在しないという回答を得ている。

したがって、実施機関では既に決定しているもの以外に請求にかかる公文書を保有しておらず、他に公文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

- 4 以上から、それぞれの条項に該当するとした情報以外は開示すべきであり、「第1審査会の判断」のとおり判断する。

なお、実施機関は公文書不開示・一部開示決定理由説明書において、本件対象処分に係る公文書に記載されている教員の氏名で不開示としている部分については条例第7条第6号に該当すると主張しているが、公文書一部開示決定通知書にその記載がなく、当該理由説明書において新たに根拠を追加して主張しているものであり、受け入れられない。

## 第6 付言

審査に当たり、当審査会は実施機関に対し条例第23条第1項の規定に基づき平成25年7月26日開催の審査会で公文書の提示を受け、審査を行ってきたが、その後、同年12月18日開催の審査会において、実施機関が開示、不開示の表示を一部誤った公文書を当審査会に提示していた事実が判明した。

実施機関からは、書類確認の誤りであるとの釈明があったものの、審査会において、正しい公文書の提示があれば本来不要な調査を行っていたことになる。かかる事態は、審査時間を浪費させ、審査を不要に長引かせ、また正確な事実に基づいた審査を不可能にしかねないものである。

当審査会は、実施機関に対し、文書作成の照合、確認など、所属内における職員の適正な文書管理の徹底と真摯な対応を求め、ここに付言する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2「審査会の処理経過」のとおりである。

平成23年11月4日

別紙 開示請求する公文書について

請求者 ○○ ○○

平成22年10月11日から同月15日に実施された福島県立安積高等学校の修学旅行に関して、下記に該当する公文書の開示を請求する。関係する公文書が提出後に訂正又は再提出されている場合は、その時期、経緯及び訂正点等がわかるように新旧文書等を開示すること。

記

- 1 当該修学旅行に関して安積高等学校から福島県教育委員会に提出された文書及び福島県教育委員会で作成された全ての文書及び関係する規定に関する文書（特に次の点に留意すること）
  - (1) 修学旅行の実施計画の事前の届出に関する全ての文書（引率教職員の職氏名、行程、引率教職員の旅行費用、生徒及び引率教職員の現地での具体的な行動計画がわかるものが望ましい）
  - (2) 修学旅行の実施後に提出された全ての報告書（計画と実際の行程の違いがわかるもの。仮に報告と事実が違っている場合にはその状況がわかるものが望ましい）
  - (3) 修学旅行に係る教職員の出張に関する書類（旅行伺、旅行命令書、復命書、旅費その他の手当支給に関する記録等）
  - (4) 平成23年2月18日の朝日新聞（資料として当該記事の写しを添付）にて当該修学旅行中に引率教職員のうち5名が引率業務を離れ板門店等を見学する「修学旅行における不適切な研修」を行ったとされているが、公務員の研修に関しては事前の所属長等の事前の承認と報告が必要であると考えられるから、この「研修」の実施に関して、当該研修について事前に承認を求めた文書や研修計画等、研修の実施の承認に関する文書又は記録、仮に修学旅行中の研修が命じられていた場合はその命令書等の記録、及び研修実施後の報告文書
  - (5) 上記「研修」の期間中について、地方公務員法の職務専念義務が免除されるか各種休暇等が取得されている場合はその事実がわかる文書（上記「研修」が勤務時間中であったかがわかるものが望ましい）
  - (6) 同報道にて、平成23年1月中旬に提出されたと報じられている「修学旅行における不適切な研修」と題した事故報告書
  - (7) 同報道によれば、福島県教育委員会は修学旅行の実施後の平成22年12月に外部から情報提供を受け、安積高等学校長に事情を聴き、引率教職員が引率業務中の「研修」と称して引率業務を離れていたことを知ったとされているが、安積高等学校から教職員の研修の実施について報告がなかった経緯や、情報提供を受けての福島県教育委員会の対応の経緯がわかる文書（時期や内容がわかるものが望ま



しい)

- (8) 「修学旅行における不適切な研修」の問題に関して、懲戒処分や口頭注意などが行われているとすれば、そのことに関する記録（関係職員の出張に関する書類を含む）
  - (9) 福島県教育委員会が教職員の勤務時間中の研修を認める基準等を定めた文書
  - (10) 福島県教育委員会が教職員の非違行為についての処分等の基準について定めた書類
- 2 当該修学旅行に関して安積高等学校において作成され保管されている文書の全て（特に次の点に留意すること）
- (1) 修学旅行の実施計画の事前の届出に関する全ての文書（引率教職員の職氏名、行程、生徒及び引率教職員の旅行費用、生徒及び引率教職員の現地での具体的な行動計画がわかるものを含む）
  - (2) 修学旅行の実施後に提出された全ての報告書（計画と実際の行程の違いがわかるもの。仮に報告と事実が違っている場合にはその状況がわかるものを含む）
  - (3) 修学旅行に係る教職員の出張に関する書類（旅行伺、旅行命令書、復命書、旅費その他の手当支給に関する記録等）
  - (4) 同報道の「修学旅行における不適切な研修」の実施に関して、当該研修について事前に承認を求めた文書や研修計画等、研修の実施の承認に関する文書又は記録、仮に修学旅行中の研修が命じられていた場合はその命令書等の記録、及び研修実施後の報告文書
  - (5) 上記「研修」の期間中について、地方公務員法の職務専念義務が免除されるか各種休暇等が取得されている場合はその事実がわかる文書
  - (6) 同報道によれば校長は「生徒の安全を十分に確保し、緊急時にも対応できると判断して、板門店に行った」と説明しているが、上記「研修」の期間中について校長及び4名の教諭が生徒らが自主研修中のソウル市内を離れた間の緊急時の対応の手順についての計画がわかる文書（ソウル市内の生徒及び教職員の緊急事態及び上記「研修」中の5名の教職員の緊急事態への対応について）
  - (7) 保護者に対する修学旅行に関する学校からの事前及び事後の説明内容がわかる文書（引率体制についての説明や、参加承諾に関する文書を含む。また、行程表、生徒及び引率教職員の旅行費用その他生徒及び引率教職員の行動計画がわかるものを含む）
  - (8) 「研修」の事実が発覚後に学校から保護者等に説明を行った経緯や内容がわかる記録
- 3 その他、当該修学旅行に関する公文書が存在する場合その全て

#### 添 付 資 料

- 1 2011(平成23)年2月18日の朝日新聞の報道内容の写し（asahi.comより） 1部以上

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月14日	・ 諮問書受付
平成24年 6月18日	・ 実施機関に不開示及び一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成24年 7月13日	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由説明書の提出
平成24年 7月20日	・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成24年 8月14日	・ 異議申立人が不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成25年 7月26日 (第210回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成25年 8月23日 (第211回審査会)	・ 審議
平成25年10月 4日 (第212回審査会)	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成25年11月 6日 (第213回審査会)	・ 審議
平成25年11月27日 (第214回審査会)	・ 審議
平成25年12月18日 (第215回審査会)	・ 審議
平成26年 1月21日 (第216回審査会)	・ 審議
平成26年 2月21日 (第217回審査会)	・ 審議
平成26年 3月10日 (第218回審査会)	・ 審議

別紙 3

公文書の件名	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
修学旅行実施届 (平成21年12月15日付け21安高第101号)	・法人担当者氏名、教員携帯番号  ・法人の契約相手先、旅行経費単価	・福島県情報公開条例第7条第2号  ・福島県情報公開条例第7条第3号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
修学旅行実施届 (平成22年8月5日付け22安高第56号)			
海外修学旅行の安全確保について(送付) (平成22年9月7日付け22安高号外)			
海外修学旅行の実施について(通報) (平成22年9月15日付け22教指第730号)			
海外修学旅行の実施に伴う提出書類について(送付) (平成22年9月15日付け22教指第730号)			
修学旅行実施報告書 (平成22年10月25日付け22安高第82号)	・教員及び現地学生の氏名等、携帯電話番号	・福島県情報公開条例第7条第2号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
安積高校125期修学旅行団「板門店」研修について(平成22年1月4日付け)			
職員事故発生報告書 (平成23年1月14日付け22安高第100号)	・教員氏名、反省文	・福島県情報公開条例第7条第2号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
	・記者取材内容等	・福島県情報公開条例第7条第3号	
修学旅行実施届 (平成21年12月15日付け21安高第101号)	・法人担当者氏名、教員携帯番号  ・法人の契約相手先、旅行経費単価	・福島県情報公開条例第7条第2号  ・福島県情報公開条例第7条第3号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
修学旅行実施届(H22.7.30起案)			
外務省宛提出書式(H22.9.6起案)			
修学旅行実施報告書(平成22年10月25日付け)	・教員氏名、反省文	・福島県情報公開条例第7条第2号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
	・記者取材内容等	・福島県情報公開条例第7条第3号	

職員事故発生報告書 (平成23年1月14日付け22安高第100号)		報公開条例 第7条第3 号	む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
旅行伺(私有自動車承認伺)兼旅行命令書	・法人担当者氏名、職員番号、旅行者コード、口座番号、居住市町村名、旅券取得年月日	・福島県情報公開条例 第7条第2 号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
復命書(平成22年10月25日)			
支出負担行為調書・支出命令書 (旅行命令番号0100122、0100134)	・法人代表者印影、旅行経費単価	・福島県情報公開条例 第7条第3 号	・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
支出内訳書・旅費計算書・旅費領収書 (旅行命令番号0100122、0100134)			
修学旅行実施届 (平成21年12月15日付け21安高第101号) (再掲)	・法人担当者氏名、携帯電話番号、講師氏名略歴等、反省文	・福島県情報公開条例 第7条第2 号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
修学旅行実施届(H22.7.30起案) (再掲)			
平成22年度 第2回 第2学年PTA集会 (平成22年9月11日)	・法人の契約相手先、旅行経費単価、法人貸与携帯電話番号、記者取材内容等	・福島県情報公開条例 第7条第3 号	・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
安積高校125期「韓国修学旅行」について (第2学年集会:2010.10.5)			
職員事故発生報告書 (平成23年1月14日付け22安高第100号) (再掲)			
平成21年度 第2回 第1学年PTA集会 (平成21年7月4日)	・法人担当者氏名、携帯電話番号、講師氏名略歴等、反省文	・福島県情報公開条例 第7条第2 号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
1学年だより 秋号(平成21年10月9日)			
韓国修学旅行に向けてのパスポート取得について (平成22年2月3日付け)			
修学旅行の旅程変更について (平成22年4月8日付け)			
安積高等学校 125期韓国修学旅行スケジュール (平成22年4月29日 2学年保護者会資料)			
2学年だより 第2号(平成22年5月18日)	・法人の契約相手先、旅行経費単価、口座番号等	・福島県情報公開条例 第7条第3 号	・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
2学年だより 第3号(平成22年5月25日)			
2学年だより 第4号(平成22年5月26日)			
2学年だより 第5号(平成22年5月27日)			
2学年だより 第6号(平成22年5月28日)			
2学年だより 第7号(平成22年6月18日)			
2学年だより 第8号(平成22年6月30日)			
2学年だより 第9号(平成22年7月15日)			

修学旅行のお知らせ (平成22年8月25日付け)			
2学年だより 第10号 (平成22年8月31日)			
2学年だより 第11号 (平成22年9月7日)			
2学年だより 第12号 (平成22年9月18日)			
平成22年度 第2回 第2学年PTA集会 (平成22年9月11日) (再掲)			
安積高校125期「韓国修学旅行」について (第2学年集会: 2010.10.5) (再掲)			
2学年だより 第12号 (平成22年11月5日)			
125期生修学旅行について (平成21年4月14日 第1学年会資料)	・法人担当者氏名、携帯電話番号、講師氏名略歴等、反省文	・福島県情報公開条例第7条第2号	・個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
修学旅行に関するアンケートのお願い (平成21年4月15日付け)			
修学旅行関係 (平成21年4月21日 第1学年会資料)	・法人の契約相手先、旅行経費単価、口座番号等	・福島県情報公開条例第7条第3号	・法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
平成22年度修学旅行: 運営委員会 2009.4.22 (平成21年4月22日 運営委員会資料)			
平成22年度修学旅行見積もりについて(依頼) (平成21年4月30日付け)			
6/2 学年会 (平成21年6月2日 学年会資料)	・業者選定の基準や検討内容が記載されている部分	福島県情報公開条例第7条第6号	県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。
6/3 運営委員会資料 (平成21年6月3日 運営委員会資料)			
平成22年度修学旅行について (平成21年6月4日付け)			
平成22年度修学旅行計画について(回答)			
外務省領事局領事サービスセンター文書 (平成22年9月21日)			
平成22年度韓国修学旅行現地視察実施 (案)			
旅行伺(私有自動車承認伺)兼旅行命令書 復命書(平成22年3月26日)			
支出負担行為・支出調書・支出命令書・支払通知書			
修学旅行下見報告書			
安積高等学校 125期韓国修学旅行スケジュール (平成22年4月22日 学年会資料)			
第12回 2学年会 (平成22年8月26日 第2学年会資料)			
受注型企画旅行申込書(平成22年9月24日)			

受注型企画旅行引受書（平成22年9月24日）			
学校旅行総合保険（海外）・海外旅行保険契約申込書兼航空機欠航補償プラン＜海外版＞加入依頼書兼航空機欠航補償プラン＜海外版＞被保険者告知書			
韓国修学旅行事前研修会 実施要項（平成22年9月28日 学年集会）			
125期修学旅行（修学旅行のしおり）			

別紙 4

- ・ 23 教経第 850-3 号による一部開示決定に係る公文書のうち以下に掲げる部分及び 23 教経第 850-5 号による不開示決定の全て。

公文書の件名	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
安積高校125期修学旅行団「板門店」研修について（平成22年1月4日付け）	・ 教員及び現地学生の氏名等、携帯電話番号	・ 福島県情報公開条例第7条第2号	・ 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
職員事故発生報告書 （平成23年1月14日付け22安高第100号）	・ 教員氏名、反省文  ・ 記者取材内容等	・ 福島県情報公開条例第7条第2号  ・ 福島県情報公開条例第7条第3号	・ 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・ 法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
旅行伺（私有自動車承認伺）兼旅行命令書	・ 法人担当者氏名、職員番号、旅行者コード、口座番号、居住市町村名、旅券取得年月日  ・ 法人代表者印影、旅行経費単価	・ 福島県情報公開条例第7条第2号  ・ 福島県情報公開条例第7条第3号	・ 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。  ・ 法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。
復命書（平成22年10月25日）			
支出負担行為調書・支出命令書 （旅行命令番号0100122、0100134）			
支出内訳書・旅費計算書・旅費領収書 （旅行命令番号0100122、0100134）			

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成26年6月23日現在）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長